

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	◇ 公 告	ページ
○ 調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域福祉部介護保険課】		2
○ 特定調達契約の落札者の決定(3件)【教育委員会事務局学務部学事課】		5
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出(4件)【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】		8
	◇ 教育委員会	
○ 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員の表彰に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学務部教職員課】		17

## 北九州市公告第 83 号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 調達契約の名称及び数量 介護認定審査会支援システム用 OCR 読取システム機器等の借入れ及び保守 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 34 年 4 月 30 日まで（契約締結の日から平成 29 年 4 月 30 日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いの期間は同年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 60 箇月とする。）
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 入札方法 総価（機器借入れ料及び保守料の合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札者の義務

入札者は、調達計画書（作成要領は、入札説明書による。）に必要書類を添付して平成 29 年 3 月 6 日午後 5 時までに第 4 項第 1 号アの場所に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、同日午後 5 時必着とする。）。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係

イ 日時 公告の日から平成29年2月15日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター6階 視聴覚室

イ 日時 平成29年2月16日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年2月15日までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年3月10日午後5時までに必着のこと。なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター6階 視聴覚室

イ 日時 平成29年3月13日午前10時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階

電話 093-522-8718

北九州市公告第 8 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立大積小学校他 6 4 校電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会学務部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市戸畑区中原新町 2 番 1 号
- 5 落札金額  
1 億 9 4 8 万 2 , 5 9 8 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 2 8 年 1 1 月 8 日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市公告第 85 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立足原小学校他 62 校電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会学務部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 12 月 22 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市戸畑区中原新町 2 番 1 号
- 5 落札金額  
1 億 7 1 0 万 7, 4 7 2 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 28 年 1 月 8 日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市公告第 86 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立祝町小学校他 65 校電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会学務部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 1 月 22 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市戸畑区中原新町 2 番 1 号
- 5 落札金額  
1 億 1, 213 万 4, 177 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 28 年 1 月 8 日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市公告第 87 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スピナ到津店  
北九州市小倉北区上到津四丁目 6 番 10 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
西日本鉄道株式会社  
福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号  
代表取締役 倉富純男
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
西鉄ストア到津店
    - イ 変更後  
スピナ到津店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社西鉄ストア  
福岡市中央区大名二丁目 4 番 1 号  
代表取締役 室園正雄  
ほか 5 者
    - イ 変更後  
株式会社西鉄ストア  
福岡県筑紫野市針摺中央二丁目 16 番 14 号  
代表取締役 玉木 浩  
ほか 4 者



- 4 変更の年月日  
平成27年2月27日
- 5 変更する理由
  - (1) 店舗名称を変更したため
  - (2) 小売業を行う者の入れ替え、名称及び住所並びに代表者の氏名の変更のため
- 6 届出年月日  
平成29年1月26日
- 7 縦覧場所
  - (1) 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
  - (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市小倉北区役所総務企画課
- 8 縦覧期間  
平成29年2月7日から同年6月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 9 意見書の提出要領  
次に掲げる事項を記載した文書を平成29年6月7日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。
  - (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 連絡先電話番号
  - (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (5) 意見

北九州市公告第 88 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッデイ小倉北店

北九州市小倉北区西港町 3 番 3 号

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 倉富純男

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 長尾亜夫

変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 竹島和幸

イ 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 竹島和幸

変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 倉富純男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

嘉穂無線株式会社

福岡市南区塩原一丁目28番24号

代表取締役 柳瀬真澄

変更後

嘉穂無線ホールディングス株式会社

福岡市南区塩原一丁目28番24号

代表取締役 柳瀬真澄

イ 変更前

嘉穂無線ホールディングス株式会社

福岡市南区塩原一丁目28番24号

代表取締役 柳瀬真澄

変更後

嘉穂無線ホールディングス株式会社

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬真澄

ウ 変更前

嘉穂無線ホールディングス株式会社

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬真澄

変更後

嘉穂無線ホールディングス株式会社

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

4 変更の年月日

3 (1) ア 平成20年6月27日

3 (1) イ 平成25年6月27日

3 (2) ア 平成19年9月21日

3 (2) イ 平成20年9月21日

3 (2) ウ 平成28年6月15日

5 変更する理由

(1) 代表者変更のため

(2) 小売業を行う者の商号変更、所在地移転及び代表者変更のため

6 届出年月日

平成29年1月26日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年2月7日から同年6月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年6月7日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 89 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 2 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

下富野ファッションモール

北九州市小倉北区下富野二丁目 9 番 28 号

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 倉富純男

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 竹島和幸

(2) 変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号

代表取締役 倉富純男

4 変更の年月日

平成 25 年 6 月 27 日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成 29 年 1 月 26 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号  
北九州市小倉北区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

平成 29 年 2 月 7 日から同年 6 月 7 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 29 年 6 月 7 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年2月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ到津

北九州市小倉北区上到津四丁目2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 竹島和幸

(2) 変更後

西日本鉄道株式会社

福岡市中央区天神一丁目11番17号

代表取締役 倉富純男

4 変更の年月日

平成25年6月27日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成29年1月26日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市小倉北区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

平成29年2月7日から同年6月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年6月7日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見



北九州市優れた教育活動等を実践している教職員の表彰に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月7日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

#### 北九州市教育委員会規則第1号

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員の表彰に関する規則の一部を改正する規則

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員の表彰に関する規則（平成16年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「教職員」を「教職員等」に改める。

第1条中「限る。）」の次に「並びに学校（市が設置する学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）並びに学校の校務を分掌させるため教職員及び教職員以外の学校職員で構成する組織（以下「教職員組織」という。）で優れた教育活動等を実践しているもの」を加える。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる場合の2以上」を「次の各号の2以上の号」に改め、同項第1号中「場合」を「もの」に改め、同項第2号中「次号において」を「以下」に、「場合」を「もの」に改め、同項第3号から第6号までの規定中「場合」を「もの」に改め、同項第7号中「教育活動」を「教育活動等」に、「場合」を「もの」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「教職員」を「教職員並びに学校及び教職員組織」に、「者」を「もの」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 学校又は教職員組織の表彰は、教職員、教職員以外の学校職員及び学校において専門的、技術的な助言等を行う者の連携による組織的な取組によって次の各号のいずれかに該当する学校又は教職員組織で教育委員会が適当と認められたものに対して行う。

- (1) 教材研究、指導方法の工夫又は改善その他の模範となる教育活動を行い、顕著な成果を上げたもの
- (2) 幼児等、保護者又は地域住民からその実践している教育活動について大きな信頼を得ているもの
- (3) 幼児等に対して教育的な愛情を持って他の模範となる教育活動を行い、顕著な成果を上げたもの
- (4) 学校教育の目標を達成するために学校運営の改善に顕著な成果を上

げたもの

(5) 適切な指導により部活動等で優れた実績を上げたもの

(6) 学校教育に有益な調査又は研究活動を行い、優れた実績を上げたもの

(7) その他前各号に準じる教育活動等を行っているもの

第3条中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。